

自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ[†]
(第61回)

平成29年3月17日(金)午後2時
日本証券業協会 第1会議室

議 案

1. 自主規制規則の見直しに関する検討計画への対応について
 - 地場出し・地場受け規制の見直し
2. その他

以 上



日本証券業協会
Japan Securities Dealers Association

資料 1

地場出し・地場受け規制の見直しについて

2017/3/17

自主規制規則の改善等に関するワーキング・グループ

「地場出し・地場受け規制」の見直しの趣旨

- ◆地場出し・地場受け規制は、固定手数料制の下で、「会員の従業員は、自己投資に係る取引は自社で行うべきものである」との昭和30年代当時の概念に基づき制定されたものであり、主に顧客資産の横領の防止を目的としていた。
- ◆その後の、諸制度の改正等の環境変化を踏まえ、対象商品も見直され、現在では横領防止に加えて、またはそれ以上に投機的売買の防止やインサイダー取引防止が目的であるとしている。
- ◆しかし、現在の協会員の業務や注文方法の多様化、手数料の自由化等に照らすと、自己投資の他の協会員への発注(地場出し)にも一定の合理性が認められると考えられる。
- ◆最近の事故事例を見ても、大半は本規則に対しての手続き漏れ等の違反であり、本規則の存在により不正行為の摘発や防止につながっていると思われる事案は少数にとどまっており、規則の効果はその手続きの負荷に比して乏しいと考えられる。



投機的売買の防止やインサイダー取引防止を目的とするのであれば、本規制ではなく、他の方法(例えば社内管理態勢を充実させること)によって、現行規制から後退することなく管理することが可能と考えられる。

「地場出し・地場受け規制」の見直し内容

「協会員の従業員に関する規則」の改正

…第7条(禁止行為)第1項及び第2項並びに第3項第4号の削除

- 従業員による不正行為の防止を他の協会員に求める(他の協会員の従業員からの特定有価証券の売買その他の取引の受注(地場受け)を禁止する)第7条第1項を削除する
- 第7条第3項第6号において、従業員が信用取引及び有価証券関連デリバティブ等を行うことを禁止しているが、その実効性を他の協会員に求める(他の協会員の従業員からの当該取引等の受注を禁止する)第7条第2項は、本見直し趣旨に照らして削除する
- 自社の従業員が自社の承諾を得ずに他の協会員に特定有価証券の売買その他の取引を発注することを禁止した第7条第3項第4号を削除する

「協会員の従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する規則」の改正及びQ&Aの新設

…第4条第2号の削除及び第4条に係るQ&Aを新設

- 自社での口座開設を前提として、会員に対して口座開設手続きに関する事項を社内規則に規定することを求めている第4条第2号を削除する
- 第4条第3号に規定している、売買等の手続きに関する事項を社内規則に規定する際には、他の協会員への売買その他の取引の発注に関する事項を盛り込む必要があることを明確化するために、第4条各号に関するQ&Aを新たに作成する

(参考)「地場出し・地場受け規制」の制定及び変遷

規制の制定・改廃と趣旨	規制内容
<p>昭和36年12月制定 従業員による顧客資産の横領事件が後を絶たず、横領防止のため地場出し規制を導入</p>	<p>地場受け規制(昭和27年8月施行)に加えて、従業員による他の協会員への発注(地場出し)を禁止</p>
<p>平成10年12月・平成15年4月改正 金融システム改革法施行に伴う改正(10年) 国債ペーパレス化等に伴う改正(15年) <u>「インサイダー取引に関係がないこと」</u>を理由に一部商品の適用を除外</p>	<p>投資信託・外国投資信託(10年)及び国債(15年)を規制対象外とする 地場受けの要件を「他の協会員の従業員であることを知りながら」と規定</p>
<p>平成19年9月改正 協会員からの規則の見直し提案に基づく改正 規制趣旨を「役職員による投機的な売買、<u>インサイダー取引</u>及び顧客株券等の横領による取引防止」と説明</p>	<p>地場受けの要件を「他の協会員の従業員であることをあらかじめ知らされている場合において」と変更 対象取引をインサイダー取引の規制対象である特定有価証券等に限定</p>
<p>平成25年12月改正 協会員からの規則見直し提案に基づき、地場受け規制を改正(規制趣旨に変更なし)</p>	<p>従業員の禁止行為から地場受けを廃止(会社行為のみ存続)</p>

(参考)「地場出し・地場受け規制」の趣旨とその他の制度・規制の現状

規制の趣旨	その他の制度・規制の現状
横領の防止	<ul style="list-style-type: none">✓ 振替決済制度の進展等により保護預り有価証券がほとんどなくなっており、現物(券面)の横領は困難となっている✓ 証券総合口座化、銀行振り込みやATMの利用拡大による証券会社のキャッシュレス化により現金の横領は困難となっている
投機的売買の禁止	<ul style="list-style-type: none">✓ 「協会員の従業員に関する規則」において、信用取引及びデリバティブ取引を禁止(一部例外あり)している✓ 「協会員の従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する規則」(以下、「特定有価証券売買規則」)において、投機的売買の禁止に関する社内規則の制定を規定している
インサイダー取引の防止	<ul style="list-style-type: none">✓ 「特定有価証券売買規則」において、インサイダー取引の禁止に関する社内規則の制定を規定している✓ 「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」に関する考え方において、法人関係情報の適切な管理を求めるとともに、役職員は法人関係情報に基づいて自己投資を行ってはならない旨を社内規則に規定することを求めている

(参考)「地場出し・地場受け規制」を取り巻く環境変化

環境	規制開始時以降の変化
協会員の業態	<ul style="list-style-type: none">✓ 個人顧客からの株式委託注文の取次を行わない協会員(ホールセール専業、CFD業者等)の増加✓ 特別会員による投信窓販や金融商品仲介の開始(⇒規制見直しの実施)✓ インターネット專業業者の登場と拡大
注文方法と委託手数料	<ul style="list-style-type: none">✓ インターネット取引やコールセンター受注等、店舗以外での受注の拡大✓ 委託手数料の自由化
本人確認	<ul style="list-style-type: none">✓ 犯罪収益移転防止法の制定と規制強化(取引時確認における職業及び取引目的の確認等)
対象従業員等	<ul style="list-style-type: none">✓ 社外取締役設置協会員の増加✓ グループ企業からの出向者、同業他社・異業種からの転職者の増加

- 株式売買が固定手数料制であり、インターネット等が存在していなかった当時は、地場出し・地場受け規制は、協会員の従業員は自己投資を自社で行うことが当然であり、他社への発注 자체が例外的なもの(合理的な理由がない)との前提に立ち制定された。
- しかし、現在では他社に発注せざるを得ない業態の協会員の従業員や、転職者等すでに他社で取引口座を有する従業員が多数存在し、また手数料や発注方法の選択肢が増え、他社への発注には「理由がない」とすることは、かえって合理的ではない。
- 法令改正等により本人確認(取引時確認や売買審査)は年々強化されており、不正取引の温床となる仮名・借名取引を行うことは容易ではなくなっている。

(参考)「地場出し・地場受け規制」に関する事故届出の状況

- 地場出し・地場受け規制違反の状況(平成25年4月～平成28年3月日証協への届出ベース)
 - 3年間に地場出しの事故届出事案の発覚経緯を分析すると、受け側協会員で気づいたものは少なく、多くは従業員自身又は社内調査で発覚している。
 - 地場出し違反の大半は、地場出し規制にのみ違反した(認識の欠如、手続き失念等)ものである。
 - 地場出して処分に至っているのは、他の法令規則にも違反していたもの(横領、投機的売買)及び規則違反を認識しながら取引を継続したものである。地場受けに処分事例はない。
 - 顧客資産の横領事案もあったが、これは顧客からの通報により発覚したものである。投機的売買規制違反は売買審査の過程で協会員の従業員による売買であることが発覚し、地場出し違反となっている。
 - 地場出し事案中、インサイダー取引違反となる売買はなかった。
 - 就業人数比率に比べると、役員(社内・社外)による違反比率が非常に高く、規制の理解不十分を原因とするもの(グループ内異動、社外からの就任等の際の説明及び理解不足)が多い。
 - 地場受け規制違反の多くは、顧客(他社の役職員)からの「私の(この)取引は規制の対象外である」との言を容易に信用した結果違反となつたものであった。

(参考)「協会員の従業員に関する規則」

(禁止行為)

第 7 条 協会員(金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第4項第16号に規定する電子取引基盤運営業務のみを行う特定業務会員を除く。以下、この項において同じ。)は、いかなる名義を用いているかを問わず、他の協会員の従業員から、当該従業員が当該他の協会員の従業員であることをあらかじめ知らされている場合において、当該従業員若しくは当該従業員の取次ぎに係る有価証券の売買その他の取引等(他の協会員が特定業務会員である場合は、当該特定業務会員の特定業務に、他の協会員が特別会員である場合は当該特別会員の登録金融機関業務に係る取引に限る。以下同じ。)の注文を受けてはならない。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

(各号略)

2 協会員は、いかなる名義を用いているかを問わず、自己の従業員から、又は他の協会員の従業員から当該従業員が当該他の協会員の従業員であることをあらかじめ知らされている場合において、信用取引、有価証券関連デリバティブ取引等又は特定店頭デリバティブ取引等の注文を受けてはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

(各号略)

3 協会員は、その従業員が金商法及び関係法令において金融商品取引業者の使用人の禁止行為として規定されている行為(登録金融機関の使用人に準用されているものを含む。)のほか、次の各号に掲げる行為を行うことのないようにしなければならない。

(第1号～第3号略)

4 いかなる名義を用いているかを問わず、所属協会員の書面による承諾を受けないで、他の協会員に当該従業員又は当該従業員の取次ぎに係る有価証券の売買その他の取引等の注文を出すこと。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

(以下、各号略)

(参考)「協会員の従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する規則」

(社内規則の制定)

第4条 協会員は、従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関し、次の各号に掲げる事項について規定した社内規則を定めなければならない。

- 1 従業員の範囲に関する事項
- 2 口座開設手続に関する事項(会員に限る。)
- 3 売買等の手続に関する事項
- 4 法令諸規則に規定されるインサイダー取引、職務上知り得た特別の情報に基づく取引及び専ら投機的利息の追求を目的とした取引等の禁止行為に関する事項
- 5 その他協会員が必要と認める事項

「協会員の従業員に関する規則」及び「協会員の従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する規則」の一部改正について（案）

平成 29 年 3 月 17 日
日本 証券 業 協 会

I. 改正の趣旨

本協会では、平成 28 年 7 月 19 日付で「自主規制規則の見直しに関する検討計画について」を公表し、その中の提案事項のうち、「地場出し・地場受け規制の見直し」については、「『自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ』において見直しを検討する。」としていたところである。

地場出し・地場受け規制は、昭和 30 年代に、顧客の取引に伴う金銭又は有価証券の授受について役職員を介して店舗外で行うこと多かったところ、役職員による横領を防止することを主たる目的として整備したものである。¹⁾

その後、諸制度の改正等の環境変化を踏まえ、規制の例外とする取引を定める等の改正ⁱⁱ⁾を行い、現在では、役職員の不公正取引（例えば、投機的売買やインサイダー取引）の防止も目的に加え、所属協会員の書面の承諾を受けずに他の協会員へ注文を出すことを原則として禁止し、役職員の売買を自社で管理することを求めている。

これらを踏まえ、同ワーキング・グループにおいて、本提案事項について検討を行った結果、現在の協会員の業容や注文方法の多様化、手数料の自由化等に照らすと、役職員の自己投資について、他の協会員への発注（地場出し）が例外的なものと考えることは難しいこと、また、最近の事例を見ても、大半は本地場出し・地場受け規則に対しての手続き漏れ等の違反であり、本規則により不正行為の摘発や防止につながっていると思われる効果はその手続きの負荷に比して乏しいことから、投機的売買の防止やインサイダー取引防止について、本規制ではなく、他の規則等ⁱⁱⁱ⁾で対応済みであるとの結論に至った。

これらを踏まえ、今般、「協会員の従業員に関する規則」及び「協会員の従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する規則」の一部改正を行うこととする。

II. 改正の骨子

1. 「協会員の従業員に関する規則」の一部改正について

- (1) 従業員が他の協会員において行う特定有価証券等の売買等について、自社で社内規程を定め、適切に管理する旨を「協会員の従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する規則」において明確化することから、地場出し・地場受け規制を廃止する。
(第 7 条第 1 項、第 7 条第 3 項第 4 号)

- (2) 従業員は自己の計算において信用取引、有価証券関連デリバティブ取引等又は特定店頭

デリバティブ取引等を行うことが禁止されており、従業員がこれらの取引を行うことのないよう各協会員において社内規程を定める等の対応が行われていることから、他の協会員が当該取引の受注を禁止する旨の規定を廃止する。(第7条第2項)

(3) その他所要の整備を図る。

2. 「協会員の従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する規則」の一部改正について

(1) 社内規則に定める必要がある事項の改正

- ① 地場出し規制を受けて設けられた口座開設手続に関する事項の廃止 (第4号第2号)
- ② 売買等の手続に関する事項には、従業員における他の協会員への上場会社等の特定有価証券等に係る売買等が含まれる旨の明確化 (第4条第3号改正)

(2) その他所要の整備を図る。

III. 施行の時期

この改正は、平成29年7月1日から施行する。

-
- i その背景として、多くの協会員において役職員が自社でも取引することが可能な有価証券の売買について、敢えて他の協会員に発注することは非合理であることが前提としてあったものと考える。
 - ii 平成10年12月には証券投資信託及び外国証券投資信託の受益証券の取引について、平成15年4月には国債の取引について、平成19年9月には政府保証債、地方債、外国国債等の取引について、地場出し・地場受け規制の対象外とする改正を行い、現在では、特定有価証券等の取引のみが対象となっている。
 - iii 「協会員の従業員に関する規則」における、信用取引及びデリバティブ取引の禁止規定、「協会員の従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する規則」における、社内規則の制定、「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」における、法人関係情報の適切な管理など。

協会員の従業員に関する規則

改 正 案	現 行	備 考
<p>(削 る)</p>	<p>(禁止行為)</p> <p>第 7 条</p> <p><u>協会員（金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第4項第16号に規定する電子取引基盤運営業務のみ行う特定業務会員を除く。以下、この項において同じ。）は、いかなる名義を用いているかを問わず、他の協会員の従業員から、当該従業員が当該他の協会員の従業員であることをあらかじめ知らされている場合において、当該従業員若しくは当該従業員の取次ぎに係る有価証券の売買その他の取引等（他の協会員が特定業務会員である場合は、当該特定業務会員の特定業務に、他の協会員が特別会員である場合は当該特別会員の登録金融機関業務に係る取引に限る。以下同じ。）の注文を受けてはならない。</u> <u>ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。</u></p> <p>1 <u>当該他の協会員の書面による承諾を受けた場合</u></p> <p>2 <u>当該従業員に係る取引が金商法第 163 条第 1 項に規定する特定有価証券等以外の有価証券の取引である場合</u></p>	<p>【改正理由等】</p> <p>規制見直しにより、他の協会員への発注を禁止するのではなく、自社で適切に管理することとすることに伴い、地場受けの禁止を廃止するため。</p>

改正案	現行	備考
(削る)	<p><u>3 当該従業員に係る取引が「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」第2条第2号に規定する株式投資型クラウドファンディング業務に係る株券又は新株予約権証券の取引である場合</u></p> <p><u>4 当該従業員（特別会員の従業員に限る。）に係る取引が金商法第33条第2項第3号及び第4号に規定する有価証券の取引である場合</u></p> <p><u>2 協会員は、いかなる名義を用いているかを問わず、自己の従業員から、又は他の協会員の従業員から当該従業員が当該他の協会員の従業員であることをあらかじめ知らされている場合において、信用取引、有価証券関連デリバティブ取引等又は特定店頭デリバティブ取引等の注文を受けてはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>1 自己の従業員が行う取引が、報酬の一部として当該協会員から給付されることが決定された株式又はストック・オプション（所属協会員が連結子会社である場合の親会社の株式又はストック・オプションを含む。）について、次に定める期間において、その保有に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させる</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・信用取引やデリバティブ取引についても、地場出し・地場受け規制と同様自社において管理すべきものとすることが妥当と考えられるため、信用取引・デリバティブ取引規制を廃止する。 ・なお、従業員に対する規制である第3項第6号は残す。

改正案	現行	備考
<p>(禁止行為)</p> <p>第 7 条 (現行どおり)</p> <p>(削る)</p>	<p><u>ために行う金商法第 2 条第 21 項第 3 号に掲げる取引、同条第 22 項第 3 号に掲げる取引及び同条第 23 項に掲げる取引のうち第 21 項第 3 号と類似の取引で、専ら投機的利益の追求を目的としないものとして当該協会員が承諾を行った場合</u></p> <p>イ 株式 給付されることが決定された日から実際に給付される日まで</p> <p>ロ ストック・オプション 給付されることが決定された日から権利行使が可能となる日まで</p> <p>2 当該他の協会員から、当該他の協会員の従業員の取引が前号に掲げる取引であるについて、書面による承諾を受けた場合</p> <p>3 協会員は、その従業員が金商法及び関係法令において金融商品取引業者の使用人の禁止行為として規定されている行為（登録金融機関の使用人に準用されているものを含む。）のほか、次の各号に掲げる行為を行うことのないようにしなければならない。</p> <p>1～3 （省略）</p> <p>4 いかなる名義を用いているかを問わず、所属協会員の書面による承諾を受けないで、他</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事故届の対象事案が多い規則条項であり、条ずれを生じさせることは望ましいとは言えないが、第 1 項及び第 2 項の廃止であるため、繰り上げせざるを得ないと考えられるため、項ズレさせる。 規制見直しにより、他の協会員への発注を禁止するのではなく、自社で適切に管理することと

改正案	現行	備考
(削る)	<p><u>の協会員に当該従業員又は当該従業員の取次ぎに係る有価証券の売買その他の取引等の注文を出すこと。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。</u></p> <p>イ <u>当該従業員に係る取引が金商法第163条第1項に規定する特定有価証券等以外の有価証券の取引である場合</u></p> <p>ロ <u>当該従業員に係る取引が「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」第2条第2号に規定する株式投資型クラウドファンディング業務に係る株券又は新株予約権証券の取引である場合</u></p> <p>ハ <u>当該従業員（特別会員の従業員に限る。）に係る取引が金商法第33条第2項第3号又は第4号に規定する有価証券の取引である場合</u></p> <p>ニ <u>当該従業員が金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第4項第16号に規定する電子取引基盤運営業務のみを行う特定業務会員の従業員である場合</u></p> <p>5 <u>削除</u></p>	<p>するため、地場出し規制を廃止する。</p> <p>・平成25年の地場受けに関する従業員の禁止行為を廃止した際、号ずれを回避するため、号を残し条文のみ削除する対応としたが、今回の対応</p>

改正案	現行	備考
<u>4</u> (現行どおり)	<p><u>6</u> いかなる名義を用いているかを問わず、自己の計算において信用取引、有価証券関連デリバティブ取引又は特定店頭デリバティブ取引（当該信用取引、有価証券関連デリバティブ取引又は特定店頭デリバティブ取引の清算のために行われる反対売買並びに現引き及び現渡しを除く。）を行うこと。ただし、報酬の一部として所属協会員から給付されることが決定された株式又はストック・オプション（所属協会員が連結子会社である場合の親会社の株式又はストック・オプションを含む。）について、次に定める期間において、その保有に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させるために行う金商法第2条第21項第3号に掲げる取引、同条第22項第3号に掲げる取引及び同条第23項に掲げる取引のうち第21項第3号と類似の取引で、専ら投機的利益の追求を目的としないものとして所属協会員の承諾を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>イ 株式 紹介されることが決定された日から実際に紹介される日まで</p> <p>ロ ストック・オプション 紹介されること</p>	<p>に合わせ、号数を整えるため。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現第4号・第5号が削除されたため、号ズレさせる。

改 �正 案	現 行	備 考
<u>5～27</u> (現行どおり)	が決定された日から権利行使が可能となる 日まで <u>7～29</u> (省 略)	・上記改正に伴い号ズレさせる。

協会員の従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する規則

改 正 案	現 行	備 考
(社内規則の制定)	(社内規則の制定)	
第 4 条 (現行どおり)	第 4 条 協会員は、従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関し、次の各号に掲げる事項について規定した社内規則を定めなければならない。 1 従業員の範囲に関する事項 2 口座開設手続に関する事項（会員に限る。） 3 売買等の手続に関する事項 4 法令諸規則に規定されるインサイダー取引、職務上知り得た特別の情報に基づく取引及び専ら投機的利益の追求を目的とした取引等の禁止行為に関する事項 5 その他協会員が必要と認める事項	
1 (現行どおり) (削 る)	1 従業員の範囲に関する事項 2 口座開設手續に関する事項（会員に限る。） 3 売買等の手續に関する事項	・地場出し規制の廃止に伴い、自社での口座開設を前提としなくなるため削除する。
<u>2 売買等の手續に関する事項（他の協会員への発注に関する事項を含む。）</u>		・役職員が他の協会員への発注を行う場合において、自社で適切に管理する手続きを設ける必要があることを明確化する。
3 (現行どおり)	4 法令諸規則に規定されるインサイダー取引、職務上知り得た特別の情報に基づく取引及び専ら投機的利益の追求を目的とした取引等の禁止行為に関する事項	
4 (現行どおり)	5 その他協会員が必要と認める事項	

※ 地場出し・地場受け規制の見直しにより、他の協会員への特定有価証券に係る売買注文の発注について、禁止行為を廃止し、自社において管理する旨の改正を行う。また、信用取引、有価証券関連デリバティブ取引等及び特定店頭デリバティブ取引等についての受注側協会員の禁止行為を廃止することに伴い、信用取引、有価証券関連デリバティブ取引等及び特定店頭デリバティブ取引等の他の協会員への発注についても本規則で規定することが考えられるが、これらの取引には特定有価証券等に係る売買等以外の取引が含まれるため、規則の名称を変更し本規則のすべての規定を見直す必要が生じ、本来の改正趣旨とはかい離するおそれがあるため、現行規則の範囲内での条文改正に留めることとする。

協会員の従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る 売買等に関する規則第4条の考え方

平成29年3月17日

- 「協会員の従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する規則」第4条の考え方は以下のとおりです。

【従業員の範囲について（第4条第1号）】

問1 第4条第1号における従業員とは、どのような者か。

「協会員の従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する規則」（以下、「規則」といいます。）第2条第1号に規定するとおり、本規則における従業員とは「協会員の従業員に関する規則」（以下、「従業員規則」といいます。）第2条第6号に規定する従業員をいいます。

また、規則第7条において役員への準用が規定されていることから、役員に対しても同様の規定を設ける必要があります。

なお、特定業務会員における従業員及び役員は特定業務（定款第5条2号イ又はロに掲げる業務）に従事する者に、特別会員における従業員及び役員は定款第5条第3号に規定する登録金融機関業務に従事する者に限られます。

問2 従業員及び役員の家族に対しても、本条による社内規則を適用する必要はあるか。

従業員及び役員（以下、「役職員」といいます。）の家族は、規則の適用対象ではありません。ただし、各社において、本規則の目的を踏まえ、例えば、家族について、役職員と同様の取り扱いとすることや別途規定を設けることは考えられます。

【口座開設手続について（旧第4条第2号）】

問3 平成29年〇月の改正で、旧第2号に規定されていた「口座開設手続に関する事項（会員に限る。）」が削除されたが、今後は社内規則に口座開設手続についての規定を設ける必要はないということか。

旧第2号の規定は、いわゆる地場出し禁止の規定を受け、会員においては、役職員の取引について自社口座を開設して行うこととしていた場合もあったことから設けられていました。

平成29年〇月の改正により、いわゆる地場出し禁止の規定が廃止され、会員各社において、自社の業態等を勘案した役職員の自己投資に関する管理態勢を構築いただくべきことがより明確になりましたので、必ず規定すべき事項から「口座開設手続に関する事項」を削除したものです。

なお、従来どおり、役職員が自社で口座開設を行う際の申請・承認手続や、口座開設店舗の指定等を社内規則に規定することを妨げるものではありません。

【売買等の手続について（第4条第3号）】

問4 売買等の手続としてどのような内容が考えられるか。

協会員の業態等に応じ規定すべきものですが、少なくとも、インサイダー取引、専ら投機的利益の追求を目的とした取引その他の不公正取引の未然防止等の観点から必要な手続が定められている必要があります。

例えば、売買等について事前承認制とすることや、売買取引又はその一部を原則禁止とすること、一定の保有期間（短期売買の禁止）を定めること等が考えられます。その際、全ての役職員について一律ではなく、業務内容（例えば、法人関係情報や自社の財務情報等の業務上の取得状況等）を勘案し、部署別の手続を定めることも考えられます。

なお、役職員の取引において、他の協会員に口座を開設して取引することを認める場合には、特に、上記の目的を踏まえ、自社の業態や組織、人員配置等を勘案して実効性がある手続を定める必要があることに留意が必要です。

それぞれの規定の考え方については以下の問（問5～問9）を参考してください。

問5 事前承認制とする場合に、誰が承認を行うべきか。

各協会員の実情と役職員の所属部門に鑑み、インサイダー取引や専ら投機的利益の追求を目的とした取引への該当性を審査するために必要な権限及び能力のある人物・部署であることが求められます。

例えば、法人関係部門ではない従業員の売買等は、本社人事部長や所属部店長又

は内部管理責任者等が承認することが考えられます。

また、承認者である部店長等の売買等は、本人が承認者とならないよう、例えば、担当役員や本社管理部門長が承認することや内部管理責任者と部店長が相互で承認する等が考えられます。

役員や法人関係部門の従業員の売買等は、より厳格な承認手続を行うことが必要であり、例えば、内部管理統括責任者（又は内部管理統括補助責任者）及び法人関係情報を管理する部門長の承認等、複数の承認を得ること等が考えられます。

問6 事前承認制を採用せず、すべての役職員に対し取引後速やかに報告を求める態勢とすることで、本号の趣旨を満たすと考えられるか。

取引後速やかに報告を求ることで、事後的に不公正な取引を発見するための一定の効果が見込まれます。しかし、協会員の業態や役職員の業務内容によっては、取引後に速やかに報告を求めるのみでは、不公正取引を「未然に」防止するという観点に鑑み、本号を満たすとまでは言えない場合があると考えられます。そのような場合は、事前承認制や保有期間を含めた売買制限等の規定を組み合わせること等が有効であると考えられます。

問7 一定期間の売却を禁止する規定を設ける場合に、目安となる期間はあるか。

また、期間を定めた場合でも、例えば、相場急変に対応するための売却や、役職員が緊急の事情により資金が必要になる場合等、例外として許容されると考えて良いか。

専ら投機的利益の追求を目的とした取引への該当性については、取引の目的、頻度、金額等を総合的に勘案し判断されるべきものと考えられますが、役職員の取引にあたり保有期間を定めることは、当該取引の未然防止の観点から有効な方法のひとつであると考えられます。その場合の売却禁止期間は一律に示せるものではありませんが、少なくとも一般的に短期的な売買ではないと考えられる期間について各社で検討し、下記例外規定等も合わせて設けてください。

当該期間内の売却であっても、例外として許容される取引がありうると考えられますが、その際には、どのような場合を例外とするかを示したうえで、例えば、事前承認制とすることが考えられます。ただし、相場の急変のみを理由として当該期間内の売却を認めることは、上記の趣旨に鑑み適當ではないと考えられます。

なお、同一銘柄を複数回買い付けている場合にあっては、最後の買い付け時点から一定期間の売却を禁止する等、専ら投機的利益の追求を目的とした取引の未然防止を図ることが考えられます。

問8 平成29年〇月の改正によって、第3号に「(他の協会員への発注に関する事項を含む。)」が追加されたが、どのような規定を設ける必要があるか。また、当社は業務上、個人が特定有価証券等に係る売買等を行う口座を開設することができないが、それでも本号に即した社内手続を定める必要があるか。

本号の「売買等の手続に関する事項」には、従来から他の協会員に発注する場合の手続も含まれていましたが、平成29年〇月の改正によって、いわゆる地場出し規制が廃止されたことにより、役職員の自己投資における不正行為の防止は自社において管理すべきものであることがより明確になったことから、他の協会員に発注する場合が含まれることを改めて明らかにしたものです。

したがって、従来から他の協会員への発注に関する手続きを定めていたか否かに関わらず、各協会員において、手続の見直し等の要否を検討いただき、役職員による不公正な取引を防止するために有効な方法や手続を自社の業態や組織に応じて規定してください。

なお、検討に際しては、同改正によって地場受け規制も廃止されたことを勘案し、他の協会員に発注した場合の取引内容の報告等の要否やその方法等についても併せて検討してください。

以上の内容については、業務上、個人が特定有価証券等に係る売買等を行う口座を開設することができない協会員においても、同様に求められます。

問9 役職員による他の協会員への発注について、事後的に当該他の協会員から取引情報の提供を受けることは可能か。

自社の役職員及び他の協会員の合意のもとで、取引情報の提供を受けることは可能であると考えられます。

ただし、当該情報提供は、法令に基づくもの又は法令の委託を受けて日証協が行うものではありませんから、当該他の協会員が、個人情報の第三者提供について顧客である役職員から同意を得ることが必要であり、また、第三者提供を行う側と受ける側のそれぞれにおいて、記録が必要となります。これらを理由に他の協会員が

情報提供に応じられない場合もありますので、社内規則の作成時には注意が必要です。

なお、取引情報の提供を受けるのみでは、本規則の趣旨を満たしているとは言えないと考えられますから、他の手続と併せて整備するよう留意してください。

【法令諸規則に規定されるインサイダー取引、職務上知り得た特別の情報に基づく取引及び専ら投機的利益の追求を目的とした取引等の禁止行為に関する事項について（第4条第3号）】

問10 本号を受けどどのような事項を規定することが考えられるか。

インサイダー取引、職務上知り得た特別の情報に基づく取引及び専ら投機的利益の追求を目的とした取引等を禁止する旨を明確にする必要があります。その他、各不公正取引の類型に応じその未然防止に必要な事項を定めることが考えられますが、不公正取引の定義や事例が限定的になりすぎないよう留意してください。

問11 インサイダー取引を未然に防止するためには、どのような事項を定めれば良いか。

インサイダー取引の未然防止に係る態勢は、各協会員の業務内容や情報管理等の実態に即し定めることができます。

そのうち役職員の取引に係る事項としては、例えば、法人関係部署は原則として売買を禁止とする方法や、他の部署とは異なる承認手続とする等、通常の売買手続に上乗せした規定を設けることが考えられます。

問12 特定有価証券等に係る売買等以外の有価証券の売買その他の取引等についても、手続を定める必要があるか。

規則では特定有価証券等に係る売買等を対象にしていますので、その他の取引に関して手続を定めることを求めているものではありません。

ただし、特に専ら投機的利益の追求を目的とした取引その他の不公正取引については、特定有価証券等以外の商品であっても生じうると考えられます。

これらを踏まえ、役職員の自己投資について幅広く手続や禁止行為を定めること

も考えられます。

以 上

各取引所における地場出し・地場受け規制

東証 (取引参加者規程)	(他の取引参加者の役員又は従業員からの受託の制限) 第 22 条 取引参加者は、他の取引参加者の役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下この条において同じ。)又は従業員である者から、当該役員又は従業員が当該他の取引参加者の役員又は従業員であることを知りながら、有価証券の売買の委託を受けることはできない。ただし、当該他の取引参加者から書面若しくは電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による同意を得ている場合又は法第163条第1項に規定する特定有価証券等以外の有価証券の売買の委託を受ける場合は、この限りでない。
大証 (取引参加者規程)	(他の取引参加者の役員又は従業員からの受託の制限) 第 20 条 取引参加者は、他の取引参加者の役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下この条において同じ。)又は従業員である者から、当該役員又は従業員が当該他の取引参加者の役員又は従業員であることを知りながら、当該他の取引参加者が有する取引資格の種類に係る市場デリバティブ取引の委託を受けることができない。ただし、当該他の取引参加者から書面若しくは電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による同意を得ている場合は、この限りでない。
名証 (取引参加者規程)	(他の取引参加者の役員又は従業員からの受託の制限) 第 26 条 取引参加者は、他の取引参加者の役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下この条において同じ。)又は従業員である者から、当該役員又は従業員が当該他の取引参加者の役員又は従業員であることを知りながら、当該他の取引参加者が有する取引資格の種類に係る有価証券の売買等の委託を受けることができない。ただし、当該他の取引参加者から書面若しくは電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による同意を得ている場合又は国債証券、投資信託受益証券、外国投資信託受益証券若しくは外国投資証券の売買の委託を受ける場合は、この限りではない。
札証 (定款)	(他の会員の役員又は従業員からの受託の制限) 第33条 正会員は、他の会員の役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下この条において同じ。)又は従業員である者から、当該役員又は従業員が当該他の会員の役員又は従業員であることを知りながら、本所の市場における有価証券の売買の委託を受けることはできない。ただし、当該他の会員から書面若しくは電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による同意を得ている場合又は投資信託受益証券の売買の委託を受ける場合は、この限りでない。
福証 (定款)	(他の会員の役員又は従業員からの受託の制限) 第32条 正会員は、他の会員の役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下この条において同じ。)又は従業員である者から、その会員の書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による同意を得ないで、本所の市場における有価証券の売買の委託(有価証券等清算取次ぎの委託を除く。)を受けることができない。

※各取引所の規則において、投機的売買の禁止規定(従業員規則7条2項)に相当するものはなかった。

以 上

地場出し・地場受け規制の見直しに伴う今後のスケジュール(案)

平成 29 年 3月 17 日

日程	項目	対応
平成 29 年 3月 17 日(金) 14:00～15:00 第一会議室	自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ開催	【議案】 ・協会員の従業員に関する規則等の改正の検討 ・協会員の従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する規則第4条の考え方の検討
3月 17 日 ～3月 24 日	協会員の従業員に関する規則等の改正案に係る自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループへの意見募集	・協会員の従業員に関する規則等改正への意見 ・協会員の従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する規則第4条の考え方への意見の締め切りは平行して検討
3月下旬	各取引所との情報連携	・協会員の従業員に関する規則等改正案の情報提供
4月 14 日	自主規制企画分科会	【議案】 ・協会員の従業員に関する規則等の改正のパブリックコメント
4月 18 日	自主規制会議	【議案】 ・協会員の従業員に関する規則等の改正のパブリックコメント
4月 19 日 ～5月 18 日	パブリックコメントの募集 (1か月)	・協会員の従業員に関する規則等の改正のパブリックコメント
4月中旬 ～6月中旬	各取引所における対応	・各取引所規則改正に係る手続き
6月 16 日	自主規制企画分科会	【議案】 ・協会員の従業員に関する規則等の改正
6月 20 日	自主規制会議	【議案】 ・協会員の従業員に関する規則等の改正
6月 20 日	協会員の従業員に関する規則等改正	・協会員の従業員に関する規則等の改正
7月 1 日	協会員の従業員に関する規則等施行	・協会員の従業員に関する規則等の改正
時期未定	各取引所における規則改正	

以上